

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2019年7月4日～2019年7月10日)

令和元年(2019年)7月12日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<b>政治</b> 与党「法と正義」(PiS)の政策討論党大会の開催 野党の選挙協力に関する農民党(PSL)党首の発言 ポズナンでの西バルカン首脳会合 王毅・中国外相のポーランド訪問 シャトコフスキ国防次官、NATO大使に就任								【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもござ。
<b>治安等</b> ロシアに情報を漏えいしたエネルギー省職員に有罪 イラン人密入国者の拘束 カトヴィツェ都市圏の集合住宅で爆発 インド人密入国あっせん業者の摘発 ロマ虐殺追悼記念行事の開催 ワルシャワでのハッカーの拘束 外科手術等で海外に渡航するポーランド人が増加 道路交通法の改正案 医薬品不正輸出の現状								
<b>経済</b> 下院、未決済勘定法案を採択 仏、独、ポーランド、EU競争政策の見直しを要請 新たな二酸化炭素排出量削減施策の発表 外国人に対する長期滞在許可証の発給状況 中央銀行による経済見通し 欧州委員会による経済見通し AI開発関連動向 米国・中国との貿易動向 太陽光発電関連動向 バルト3国とのエネルギー分野の協力 再生可能エネルギー関連動向 エネルギー戦略の方向性(コール+)								
<b>大使館からのお知らせ</b> 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について 国際機関への就職に関心がある皆様へ 大使館広報文化センター開館時間文化行事・大使館関連行事 在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a>								

## 政治 内政

### 与党「法と正義」(PiS)の政策討論党大会の開催【5日～7日】

与党「法と正義」(PiS)は、5日から7日にかけて、カトヴィツェにて政策討論のための党大会を開催した。カチンスキ党首は、党大会閉幕時の演説にて、政策を議論・準備し、実現するのがポーランドにとって良い政治モデルであり、今次党大会はその好例である旨述べた。また、同党首は、我々は実務的で知恵に基づく熟慮された政治を行い、信頼を築いていくとし、信頼がなければ民主主義は成り立たないと述べた。

### 野党の選挙協力に関する農民党(PSL)党首の発言【6日】

6日、コシニャク＝カミシュ農民党(PSL)党首は、同党の最高評議会後の記者会見にて、本年秋の議会選挙に向けて、農民党の参加するキリスト教義に基づく中道グループと、左派グループの2つの野党陣営の形成を提案する旨述べた。議会選挙における野党協力をめぐっては、最大野党の市民プラットフォーム(PO)と農民党との間で継続して協議が行われている。

## 外交・安全保障

### ポズナンでの西バルカン首脳会合【3～5日】

3～5日、ポズナン市でベルリン・プロセスにおける本年の西バルカン首脳会合が行われた。ドゥダ大統領は、5日に行われた全体会合の開会に出席し、議長はモラヴィエツキ首相が務めた。同会合には、西バルカン諸国の首相の他、独、仏、英、クロアチア、スロベニア、オーストリアの各首相、またEU上級代表と、OECD、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、さらに西バルカン地域の地域協力会議(RCC)及び西バルカン地域青年交流機構(RYCO)の長が出席した。モラヴィエツキ首相は、全体会合の冒頭、中欧諸国は体制転換、制度改革及び国民の統合プロセスにおいて稀有な経験を有しているとし、成功例を示しつつ、一方で個々の分野においてより効果的に成果を挙げる可能性があった点についても分析したいと述べた。各国首脳は、議長決議に記された西バルカンのEU加盟への展望を全会一致で承認した。

### 王毅・中国外相のポーランド訪問【8～9日】

8日、王毅・中国外相がワルシャワを訪問し、チャプトヴィチ外相と、二国間関係及び同関係を改善す

る方策等につき協議した。また両外相は、第二回ポーランド・中国政府間委員会に出席した。同委員会は、両国間の戦略的パートナーシップの下での協力を計画・監督するもので、両外相の他、関係省庁等の代表が出席した。チャプトヴィチ外相は、中国がポーランドとのより均衡の取れた経済的パートナーシップのため努力すると表明したことを評価し、ポーランド製品の中国市場へのアクセスを阻害する障壁の撤廃に関する対話を継続し、既に複数の経済分野で行われた進展を評価すると述べた。王毅外相のポーランド訪問は、両国の国交樹立70周年を祝う中で行われ、同外相はドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相とも会談を行った。

### シヤトコフスキ国防次官、NATO大使に就任【9日】

9日、シヤトコフスキ国防次官がNATOのポーランド代表(NATO大使)に就任することが発表された。同次官は、今年3月末に任期を終えたジュウコフスキ元外務副大臣から同大使の役割を引き継ぐこととなる。同大使の任期は通常4年間である。

## 治安等

### ロシアに情報を漏えいしたエネルギー省職員に有罪判決【5日】

5日、2018年3月にロシア情報機関に情報を漏えいした疑いで公安庁(ABW)に身柄を拘束されたエネルギー省職員・マレク・Wに、3年間の自由剥奪、10年間の公職追放の判決が下された。容疑者は、在ポーランド・ロシア大使館に外交官のカバーで派遣されたロシア情報機関員と接触し、業務で知り得たポーランドのエネルギー安全保障に関する情報を漏えいしたとされる。本件に関し、当地の情報機関を統轄する特務機関調整大臣付のジャリン報道官は、

ロシア情報機関はポーランドのエネルギーセクターにおけるロシアの主導的地位を獲得するために活動しており、エネルギー調達先分散に関するポーランドの政策が彼らの関心情報となっていると述べた。

### イラン人密入国者の拘束【6日】

6日、国境警備隊は、ポドラスキエ県でベラルーシ・ポーランド国境から密入国を試みたイラン人2人を拘束した。2人は不法越境を認めており、目的地はドイツであった旨述べている。

**カトヴィツェ都市圏の集合住宅で爆発【6日】**

6日昼、シロンスキエ県ビトムの集合住宅に入居するテナントでガス爆発が発生し、3人が死亡、4人が負傷した。邦人の被害は確認されていない。入居者が自殺を図った結果とする報道もあるが原因は判明しておらず、警察及び消防が捜査を進めている。

**インド人密入国あっせん業者の摘発【7日】**

国境警備隊は、ウクライナ国境付近のビエシュチャディ山脈を経由してウクライナからポーランドに密入国するルートでインド人の不法入国をあっせんしたとして、インド人1人を拘束した。同密入国ルートはヒンドゥ・チャンネルと呼ばれ、国境警備隊は従前から同ルートを使用する密入国あっせん業者に関する捜査を進めていた。今回拘束されたインド人は、正規の手続きでポーランド国内に在留していたとされる。

**ロマ虐殺追悼記念行事の開催【8日】**

ポーランド・ロマ協会は、8月2日にアウシュヴィツ・ビルケナウ強制収容所跡地でロマ虐殺追悼記念行事を開催すると発表した。同行事は、1944年8月2日にナチス・ドイツによってロマ2,897人が殺害されたことを追悼するもので、米国の人権活動家ジェシー・ジャクソンらも出席予定となっている。現在、ロマはポーランドで少数民族と認められており、国内に2~3万人が居住しているとされる。

**外科手術等で海外に渡航するポーランド人が増加【10日】**

ジェチポスポリタ紙によると、外科手術等のために海外に渡航するポーランド人が増加している。白内障手術のためにチェコに渡航するケースなどが多いとされ、チェコで同手術を行った場合も公的医療保険(NFZ)の対象となる。ポーランド国内で手術までの待ち時間が長いことが患者の国外流出の原因とされ、同時間の短縮が課題となっている。

**道路交通法の改正案【10日】**

インフラ省の主導で道路交通法改正案の準備が進められており、同改正案は、緊急車両に進路を譲ることの義務化、路幅減少時の優先レーンの規定(車幅減少後に残るレーンを走行中の車両が消滅するレーンを走行中の車両に進路を譲る義務がある)等が含まれる。同改正案は、本年10月ごろの成立が見込まれている。

**医薬品不正輸出の現状【10日】**

ポーランドでは、政府の補助金制度によって、専門医薬品が西欧諸国より安価に流通していることから、犯罪組織が薬剤師等と結託し、偽造文書を用いて同医薬品を大量に西欧諸国に転売するため、市中に流通する医薬品が不足する事態が発生している。保険省や中央医薬品検査局(GIF)が医薬品の流通を正常化するための取組を行っているが、国内の10,000以上の薬局で5%以上の医薬品不足が発生しており、324種の医薬品等が流通不足の状況にあるとされる。

**経 済**  
**経済政策**

**下院、未決済勘定法案を採択【4日】**

4日、下院は未決済勘定法案を採択した。同法案は、未決済勘定に制限を課すものであり、例えば、大企業は中小企業に60日以内に支払いを完了させることが義務付けられるほか、企業・技術省への支払い報告書の提出、未払い金に対する利子の引き上げ、消費者保護・競争庁(UOKiK)による罰金の徴収等の内容が含まれている。

**仏、独、ポーランド、EU競争政策の見直しを要請【5日】**

フランス、ドイツ、ポーランドは、現在世界が直面する課題や他国の行動に対応するため、EUの競争政策の見直しを要請する共同書簡に署名した。同書簡は、現行のEU規制は、EU域外国による国家統制と政府補助の特異性を適切に勘案していないとして、欧州委に対し、企業の合併に関する規則の見直しを求めている。

特定の国名に言及していないが、競争を阻害す

る巨大テクノロジー企業の活動に対抗するべく、合併関連規則及び独占禁止制度の強化が必要としているほか、市場の競争性を阻害しない形で、EUの産業やバリューチェーンの競争力を強化することなどを訴えている。同書簡の提出は、国営石油企業 PKN Orlen が国営製油企業 Lotos Group の買収について欧州委に正式申請を提出したタイミングと重なった。欧州委は、以前にドイツのシーメンス社とフランスのアルストム社の合併について、鉄道市場の競争を阻害するとして却下している。

**新たな二酸化炭素排出量削減施策の発表【10日】**

コヴァルチク環境大臣及びトフジェフスキ・エネルギー大臣は、共同記者会見において、新たに3つの二酸化炭素排出量削減事業を発表した。1つは「エネルギー・プラス」事業で、企業の二酸化炭素排出量削減や空気質改善に資する事業への融資のため、40億ズロチの予算が割り当てられる。2番目は「ポーランド地熱プラス」事業で、地熱の活

用促進のため、6億ズロチが割り当てられる。3番目は地方暖房事業で、暖房事業者や地方政府の施策支援の試験事業として、5億ズロチの予算が

割り当てられる。

## マクロ経済動向・統計

### 外国人に対する長期滞在許可証の発給状況【5日】

外国人局によると、有効な長期滞在許可証を保有する外国人の数は40万人に上っている。うち約半数の19.9万人をウクライナ人が占めており、ベラルーシ人(2.3万人)、ドイツ人(約2.1万人)、ロシア人(約1.2万人)、ベトナム人(約1.2万人)、インド人(9,600人)と続いている。

### 中央銀行による経済見通し【8日】

中央銀行は、最新の物価上昇率報告書において、ポーランドのGDP成長率を2019年は4.5%、2020年は4.0%、2021年は3.5%と予測した(3月の前回発表時はそれぞれ4.0%、3.7%、3.4%と予測していた)。また、消費者物価指数上昇

率(CPI)について、2019年は2.0%、2020年は2.9%、2021年は2.6%と予測した。

### 欧州委員会による経済見通し【10日】

欧州委は、ポーランドの2019年のGDP成長率予測を前回発表の4.2%から4.4%に引き上げた。新たな社会政策や減税措置による家計の可処分所得の上昇により、2019年下半年及び2020年前半に個人消費の伸びが見込まれているのは、好調な労働市場状況等と賃金上昇の堅調な伸びが加わったことが背景にあるとしている。季節調整済み消費者物価指数(HICP)は、2019年は2.1%、2020年は2.7%と予測している(前はそれぞれ1.8%、2.5%と予測)。

## ポーランド産業動向

### AI開発関連動向【5日】

5日、ゴヴィン副首相兼科学・高等教育大臣は、カトヴィツェで開催された与党「法と正義」(PiS)党大会において、ポーランドのAI開発のボトルネックとして専門家の不足を挙げ、科学・高等教育省ではAIを発展させるための教育プログラムの立ち上げを計画していると述べた。また同大臣は、AI開発に係る30の補助金制度があるとも述べた。

ポーランド経済研究所によれば、2019年第一四半期のポーランドから米国への輸出は前年同期比16.7%増で、航空機エンジン部品、デジタルプロセッサ、補聴器、発電機、りんごジュースの輸出増加が要因とされる。中国への輸出についても、前年同期比35.5%増で、銅製電極、部品の販売増加が要因とされる。なお、両国からポーランドへの輸入については、米国が14.2%、中国が13.4%増加している。

### 米国・中国との貿易動向【8日】

## エネルギー・環境

### 太陽光発電関連動向【5日】

Energaが所有するチェルニコボ太陽光発電所では3,500MWhの発電が見込まれており、これは1,600世帯への電気供給に相当する。同発電所には容量240Wの太陽光パネルが1万6,000設置されており、その全面積は2万2,500平米に及ぶ。同社は、同容量の電気を従来の発電所で発電した場合、年間3,000トンのCO2が発生するとしている。

力強化を確認した。ナイススキ委員は、リトアニア、ラトビア、エストニアのバルト3国のEUエネルギーシステムとの統合は、バルト3国のエネルギー安全保障の基礎となり、EU結束にも資すると述べた。

### バルト3国とのエネルギー分野の協力【6日】

6日、ナイススキ・エネルギー戦略インフラ委員は、グリバウスカイト・リトアニア大統領と会談し、ポーランド・リトアニア間のエネルギー分野での協

### 再生可能エネルギー関連動向【9日】

Energaグループは、グループ会社の社名変更及び再生可能エネルギーへの投資強化を検討している。現在、同グループ内の再生可能エネルギー由来の電源構成比率は、30%以上とされる。同社は水力発電所46か所、風力発電所5か所、太陽光発電所2か所を有しており、全体で444MWの発電容量を有する。他方、同市場のリーダーでもあるPGEは、約5倍の2,188.9MWの容量を有して

### エネルギー戦略の方向性(コール+)【9日】

5～7日、カトヴィツェで与党「法と正義」(PiS)党大会が開催され、ナイムスキ・エネルギー戦略インフラ委員は、エネルギー戦略のスローガン「コール+」について言及した。石炭は、ポーランドのエネルギー安全保障上、エネルギー戦略の重要な柱

の一つとなっている。同委員は、石炭以外にも、ガス、石油、新エネルギーも必要であるが、原子力も持つべきで、ポーランドにおける原発の電源構成比率を2040年～2045年までに20%程度(原発6基程度)とすると述べた。また、原発初号機をバルト海沿岸地域に建設し、2033年に稼働させるとの見通しも示した。

## 大使館からのお知らせ

### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2019年7月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### 欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

**「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

**パスポートダウンロード申請書の御案内**

2017年1月4日から、パスポートダウンロード申請が開始されています。日本国外でパスポート申請を行う方は、御自宅などでこれらの申請書をダウンロードし、必要事項を入力・印刷することで、パスポートの申請書が作成できるようになります。詳しくは、下記リンク先を御覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

**●本件に関する問い合わせ先**

在ポーランド日本国大使館 領事部

代表電話: +48-22-696-5005(月曜～金曜日 9:00-12:30 13:30-17:00)

閉館時緊急連絡先: +48-22-696-5000(当館代表番号から自動転送されます)

E-mail: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

**●予約方法や必要書類に関するお知らせ**

<https://www.pl.emb-japan.go.jp/konsulat/ryoujishutchou31wroclaw.pdf>

**日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について**

本邦の登記所における不動産登記手続において、その登記申請のための委任状や利害関係人の同意書等に対し、海外に居住しているため印鑑証明書を提出できない在留邦人(日本国籍者)の方については、居住地を管轄する日本国大使館・総領事館等において発行する署名証明のほか、居住国(地)の公証人や判事(以下、公証人)が作成した署名証明でもよいこととされています。

なお、居住国(地)の公証人が作成する署名証明の書式は任意(外国語文でも可)ですが、その内容として、公証人の面前で貼付け書類(委任状等、登記手続関係書類)に当該人が署名(署名は日本文字又はローマ字の何れか、あるいはこれらを併記したもので可)したことが明記され、当該人の氏名、生年月日(西暦で可)及び有効な日本国旅券の番号、証明書の発行日・発行番号、公証人の官職・氏名・署名が記載されること、書類の貼付け部分に公証人による契印がなされることを確認してください。また、登記所に提出する際は、当該署名証明の記載内容の和訳(書式及び翻訳者は任意)を付す必要があります。

詳細につきましては、法務省ウェブサイトの「外国に居住しているため印鑑証明書を取得することができない場合の取扱いについて」([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00346.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00346.html))を御覧いただくか、当該不動産の所在地を管轄する登記所(法務局・地方法務局、またはそれらの支局・出張所)に直接御照会ください。

**国際機関への就職に関心がある皆様へ**

在ポーランド日本国大使館では、国際機関への就職に関心がある日本人の方を対象に、外務省国際機関人事センター作成の資料を配付しています。御希望の方は、大使館広報文化センターへお問い合わせください。

**【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間**

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報: <https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-73 00, Eメール:

[info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp), 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

**【開催中】日本ポーランド現代美術展【7月8日(月)～31日(水)】**

ポズナンにて、A-21国際美術展およびポズナン美術大学共催による『日本ポーランド現代美術展』が開催中です。入場料は無料です。

開催場所:ポズナン, Muzeum Archidiecezjalne, Jana Lubrańskiego 1

詳細:[www.a21japan-art.de](http://www.a21japan-art.de)

**【予定】セタワークショップ【7月23日(火) 11:00】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、7歳～12歳の子供向けセタワークショップが開催されます(ポーランド語のみ)。入場は無料です。参加登録:[info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)。

開催場所:在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00 , E メール:info-cul@wr.mofa.go.jp,

住所:Al. Ujazdowskie 51(4階), Warszawa)

**【予定】将棋ワークショップ【7月25日(木) 17:30】**

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、子供・大人向け将棋ワークショップが開催されます(ポーランド語のみ)。入場は無料です。参加登録:[info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)。

開催場所:在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00 , E メール:info-cul@wr.mofa.go.jp,

住所:Al. Ujazdowskie 51(4階), Warszawa)

**【予定】欧州相撲選手権大会・国際ポーランド相撲選手権 Poland Open 2019・ポーランド相撲連盟 15周年【8月9日(金)～10日(土)】**

クロトシンにて、ポーランド相撲連盟主催による『欧州相撲選手権大会・国際ポーランド相撲選手権 Poland Open 2019・ポーランド相撲連盟 15周年』が開催されます。

開催場所:クロトシン, クロトシン市立公園

詳細:<http://www.pzsumo.org/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(<http://www.pl.emb-japan.go.jp/index.j.htm>)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))